

知らなかったでは済まされない！ インボイス制度の概要と対応策

～インボイス制度を放置すると売上が10%ダウンする！？～

塚越税務会計事務所

公認会計士 税理士 塚越 大紀

目次

- 1 総論 ～インボイス制度って????～
- 2 適格請求書のひな型・端数処理
- 3 インボイス事業者になるための登録手続き
- 4 売上側（請求書発行側）の留意事項
- 5 仕入側（請求書受領側）の留意事項
- 6 特殊な取引（委託取引・立替取引）
- 7 その他

1-1. 総論 ～インボイス制度って????～

▶ インボイス制度とは「消費税の仕組み」のこと。様々な影響がいろいろ出ます

1

利益が減少する??

・ 免税事業者

免税事業者からの仕入れは相対的に不利になるため購入側は仕入先の変更、仕入金額の減額を考慮するかもしれない

・ 課税事業者（原則課税）

免税事業者からの仕入れについて、取引総額を調整しないと経費計上額の増額につながる

2

事務作業が増大する

請求書の発行・受領・保存、会計処理全般についてこれまでよりも多くの事務作業が必要になる

- ・ 発行する請求書の様式変更
- ・ 受領した請求書の確認作業やルールの厳格化
- ・ 記帳項目の増加や免税事業者との取引に係る経過措置対応など

1-2. 総論 ～消費税の仕組みをもう一度～

- ① 自社は原材料を80万円で取引先から購入し、8万円の消費税を支払った。
- ② 自社は小売店に①の商品100万円で販売し、10万円の消費税を預かった。
- ③ 小売店は②の商品を150万円で得意先（消費者）に販売し、15万円の消費税を預かった。

<自社が納付する消費税の計算>

預かり消費税② 10万円 - 支払い消費税① 8万円 = 納付する消費税 2万円

<小売店が納付する消費税の計算>

預かり消費税③ 15万円 - 支払い消費税② 10万円 = 納付する消費税 5万円

ポイント 1

販売等で預かった消費税から仕入等で支払った消費税を控除して、差額を納付する。
(差額がマイナスの場合は還付される。)

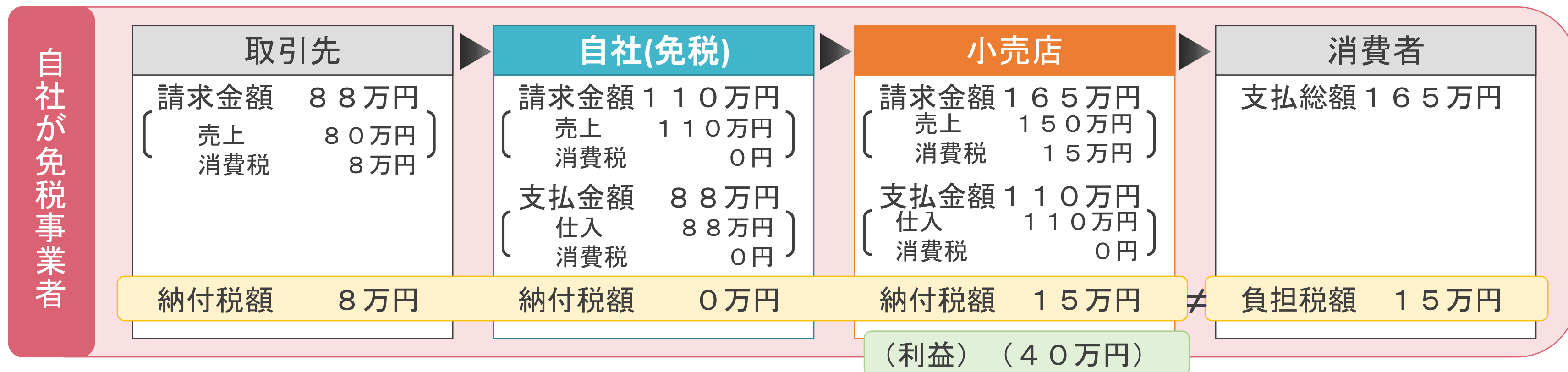
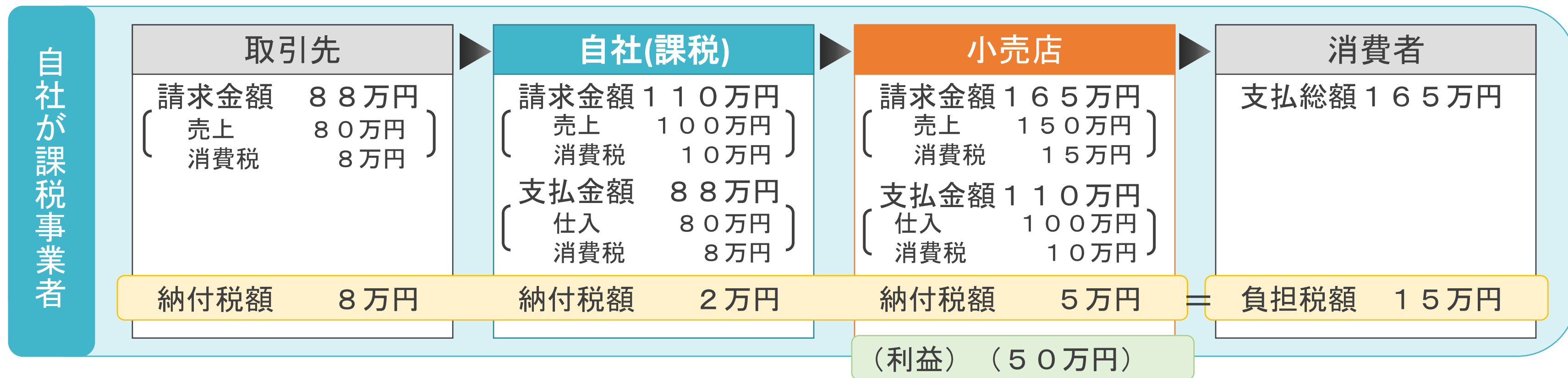
ポイント 2

令和5年10月からは、仕入等で支払った消費税を控除するためには、帳簿の記載とともに、インボイス（適格請求書）の保存が義務付けられる。

ポイント 3

自社が免税事業者の場合には、インボイス（適格請求書）を発行できないので小売店は②で支払った10万円の消費税を控除できず、③で預かった消費税15万円の消費税を納めることになる。

1-3. 総論 ～令和5年10月からはこうなる～



同じ商品ならば小売店は「課税事業者」から仕入れた方が有利！！

1-4. 総論 ～実際に計算してみましよう～

- ㊦ 自社は仕入先に総額 1 1 0 万円（消費税10%）支払い、原材料を仕入れた。
- ㊧ 自社は小売店に㊦の商品を総額 2 2 0 万円（消費税10%）で販売した。

なお、自社は消費税課税事業者（原則課税）、仕入先は免税事業者である。

問題1 R4年1月に上記取引をした場合の自社の利益と消費税の納付額はいくらですか

問題2 インボイス開始後、上記取引をした場合の自社の利益と消費税の納付額はいくらですか
(経過措置は考えないものとする)

問題3 インボイス開始後、上記㊧の取引をしてもインボイス開始前の自社の利益が確保できる仕入額はいくらになりますか

問題4 問題3の取引を行うと仕入先は問題2と比較していくら収入が減少するでしょうか

1-5. 総論 ~実際に計算してみましよう~

問題1				(万円)
	本体価格	消費税	総額	
売上	①	②	③	
仕入	④	⑤	⑥	
差引	⑦	⑧		

問題3				(万円)
	本体価格	消費税	総額	
売上	⑰	⑱	⑲	
仕入	⑳	㉑	㉒	
差引	㉓	㉔		

問題2				(万円)
	本体価格	消費税	総額	
売上	⑨	⑩	⑪	
仕入	⑫	⑬	⑭	
差引	⑮	⑯		

問題4		仕入先の収入金額		(万円)
	問題2の収入 (総額)			㉕
	問題3の収入 (総額)			㉖
	差引			㉗

1-6. 総論 ～免税事業者への対応は慎重に～

▶ 免税事業者に対する一方的な不利益変更、取引停止はNG。協議のうえ双方納得できる対応を！

事例 1

① 契約
報酬総額 11万円
下請事業者A (個人事業者) 親事業者

② 取引完了後…
総額11万円 (インボイス番号なし)
免税事業者

③ よく見ると…
この請求書は、インボイス番号がないからAさんは免税事業者ということか…！
インボイス番号なし

④ 結果…
Aさん、あなた免税事業者なら、消費税相当額は払えないなあ…
そ、そんなあ…

➤ **それ、下請法違反です！**
発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

事例 2

○ 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。○ その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

事例 3

① 要請文書発出
いきなり何だろう…？
取引先A (免税事業者)
取引先B (免税事業者)
うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、課税事業者になってもらおう

② 要請文書には…
通告
インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。
承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉 (免税事業者のままのAさんの場合)
免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…？
免税のままなら10%価格を引き下げます！それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。
わかりました…

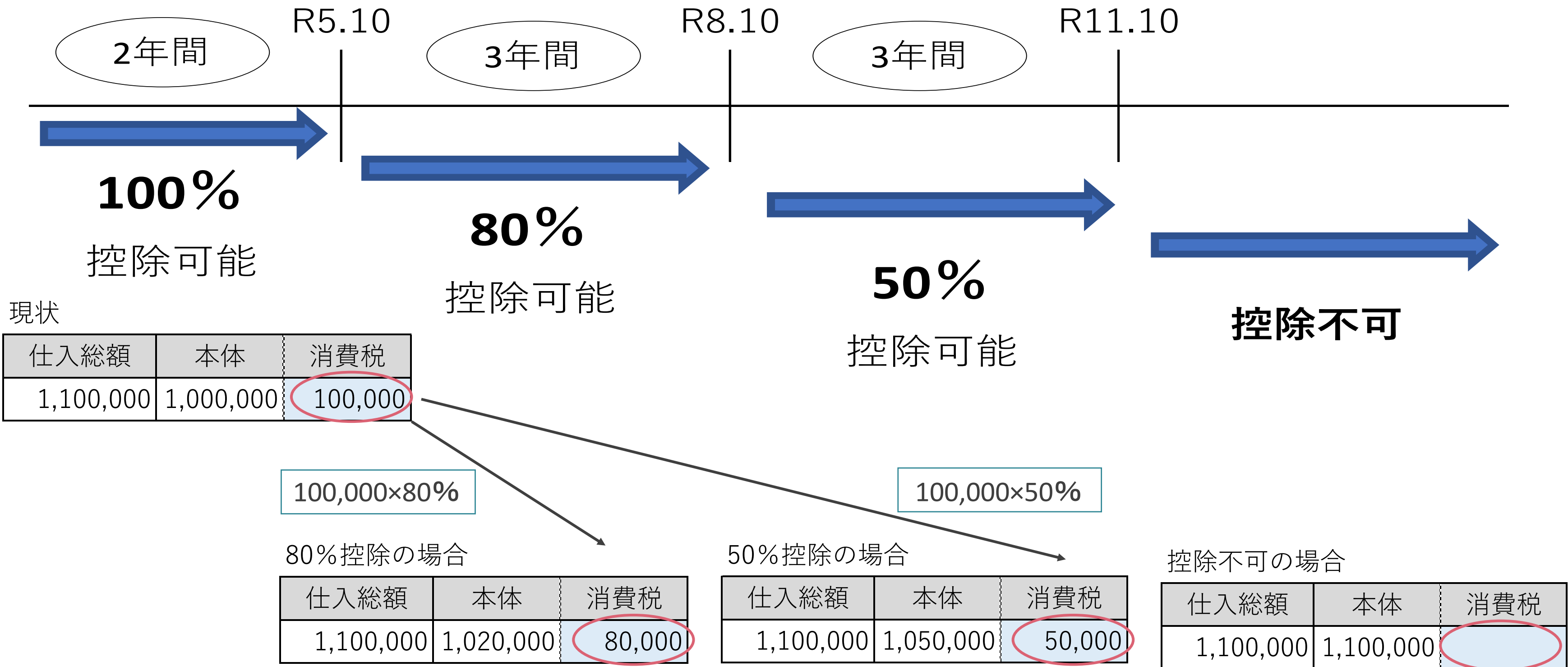
③' 価格交渉 (課税転換するBさんの場合)
(取引を切られるのは困る…！)
課税事業者になります！
ありがとうございます。では、今まで通りの金額でお願いします。
課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…

➤ **それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！**
課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる**、それにも応じなければ**取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」
(財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)
R4.1.9公表,R4.3.8一部改正

1-7. 総論 ～免税事業者からの仕入れに係る経過措置～

▶ 経過措置：免税事業者から仕入をしても、一定期間、一定割合は納付消費税から引きことができる



1-8. 総論 ～消費税事業者の種類（免税事業者の取るべき対応）～

種類	売上制限	消費税の計算方法
原則課税	なし	預かった消費税から支払った消費税を差し引いて残額を納付する
簡易課税	～5000万円	預かった消費税の一定割合を納付する
免税事業者	～1000万円	消費税の計算はしない（納付しない）

それぞれのおおまかな特徴

原則課税：

販売先への影響はなくなる。ただし、消費税の納付が必要になり、かつ事務作業がかなり増える。一方で設備投資等の場合、消費税の還付の可能性はある。

簡易課税

販売先への影響はなくなる。ただし売上の数%（取引業態により異なる）の消費税納付が必要になる。消費税の還付は受けられない。

免税事業者

消費税の納付は必要なし。ただし販売先から減額要請や仕入先を変更される可能性がある。

（例）免税事業者でも
影響が少ないケース

- ・顧客がほぼ一般消費者（最終ユーザー）
- ・自社に独自の強みがあり販売先に対して価格交渉力が強い

1-9. 総論 ～消費税事業者の種類（免税事業者の取るべき対応）～

▶ 免税事業者の選択肢は3つ。いずれも良し悪しがあるため慎重に検討を・・・

	① 免税事業者	課税事業者	
		② 簡易課税	③ 原則課税
インボイス発行	発行できない	発行できる	発行できる
販売先への影響	販売先or自社の利益圧迫/ 取引減少の可能性	ない	ない
消費税申告	申告不要	申告必要	申告必要
事務作業量	少	中	多
設備投資等の消費税還付	不可能	不可能	可能性あり

1-10. 総論 ～インボイスに対応しないとどうなるのか～

1

得意先が減る

対象企業 ~~原則~~ ~~簡易~~ 免税

◎問題点

インボイス登録をしないと得意先は自社からの仕入で消費税控除できない。

- ・ 得意先から減額の要請
- ・ 取引停止の要請

売上減少

◎対応ポイント

自社がインボイス事業者になる

2

利益が減少する

対象企業 原則 ~~簡易~~ ~~免税~~

◎問題点

仕入金額を調整しないと自社の利益が減少する。

(仕入金額を調整しないと・・・)

インボイス	あり	なし
売上	1,000円	1,000円
仕入	800円	880円 ↑
利益	200円	120円 ↓

経費増加

◎対応ポイント

免税事業者に対して仕入価格交渉

3

税務調査で問題に

対象企業 原則 ~~簡易~~ ~~免税~~

◎問題点

届いた請求書の様式の確認や帳簿の記載をしない。

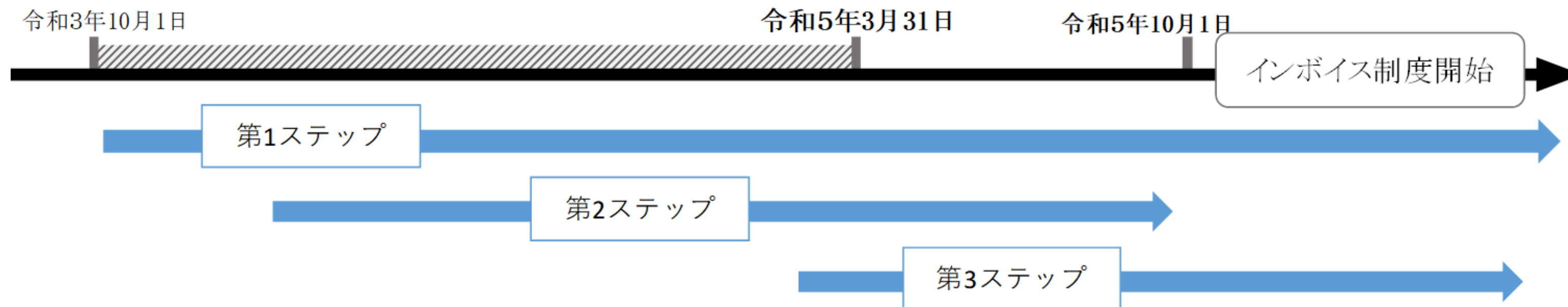
	本体	消費税
売上	1億円	1千万円
仕入	0.8億円	8百万円 否認
納付	2百万円	

追徴課税

◎対応ポイント

経理要件の充足

1-11. 総論 ～インボイスに向けたロードマップ～



第1ステップ 取引先の影響調査

自社の状況	取引先の状況	対応策
免税事業者	得意先が消費者or免税事業者のみ	免税事業者を継続するのもアリ
	得意先に課税事業者がいる	影響を検討し、課税事業者への変更も視野に入れる
課税事業者	仕入・外注先に免税事業者がいる	相手事業者と対話をし、課税事業者への変更推奨も
	仕入・外注先は課税事業者のみ	特に影響なし

第2ステップ システム対応

請求書の発行においてシステム対応が必要な場合には、はやめに対応する（2-2,-3,-4参照）

第3ステップ 経理対応

仕入時の経理事務負担について検討を行う。

2-1. 適格請求書と適格簡易請求書の記載事項

▶ 記載事項が3つ増える！ 適格簡易請求書は業種が限定されていることに注意。

●適格簡易請求書は、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業（コインパーキング等に限る）、その他これらの事業に準ずる事業の取引について、交付することができる。

	現行制度	適格	簡易
①発行者の氏名又は名称	○	○	○
①登録番号	×	○	○
②取引年月日	○	○	○
③課税資産の譲渡等の内容	○	○	○
④税率ごとに区分した税抜対価又は税込価額の合計額	○	○	○
④適用税率	×	○	△
⑤税率ごとに区分して記載した消費税額等	×	○	△
⑥交付を受ける事業者の氏名又は名称	※	○	×

○：必須
△：いずれか
×：不要

ここが変わる！

※現行制度である区分記載請求書等保存方式では、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、交付を受ける事業者の氏名又は名称の記載を省略できる。

2-2. 適格請求書と適格簡易請求書の具体例

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

①

⑥ (株)〇〇御中

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

②

③

④

⑤

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

②

①

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T 123456..

XX年11月30日

③

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

③

* 軽減税率対象

④

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

出典：国税庁適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために

2-3. どの書類をインボイスとするのかを決めましょう

▶ インボイスとするには前葉の6つの記載事項が必要。ただし合わせ技でのインボイスも可

※適格簡易請求書の場合は5つの記載事項

- 請求書（まずは現在の請求書を確認し6つの記載事項を網羅できるか確認しましょう）
- 領収書（請求書を出さないケースでは、領収書に6つの事項を記載できるか確認します）
- レシート（レジを使用している場合には、機械の更新の有無を検討します）
- 納品書（納品書をインボイスにすると手間が増える可能性があります）

出典：国税庁適格請求書等保存方式の概要
ーインボイス制度の理解のために

（右図 請求書と納品書の組合せでインボイスとする例）

一つの書類で6つの記載事項を満たせない場合、複数の書類を組み合わせでインボイスとすることができる。

ただし、インボイスとして保管しなければいけない書類が増えることに注意（発行者、受領者ともに）

受領側の知識も重要

飲食店の手書きの領収書Vsレシート

請求書

⑥ (株)〇〇御中 XX年 11月 1日

② 10月分 (10/1~10/31) 109,200円 (税込)

納品書番号	金額
Na.0011	11,960円
Na.0012	7,640円
Na.0013	9,800円
...	...
合計	109,200円 (消費税 9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税 6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税 3,200円)

④

⑤ △△商事(株)
登録番号 T 1234567890123

①

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 (株)〇〇御中

納品No.0012 納品書 △△商事(株)

納品No.0011 納品書 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
XX年 10月 1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

③

※印は軽減税率対象商品

2-4. インボイスの端数処理

▶ はじめて端数処理がルール化された！ システム改修が必要なケースも。

- 一のインボイスにつき、税率の異なるごとにそれぞれ1回のみ端数処理が認められる。
→明細ごとに端数処理を行っている場合には、システム改修が必要となる。
- 納品書をインボイスとする場合には要注意



【例①: 認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,197円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	-
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815



【例②: 認められない例】

請求書

〇〇(株) 御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込) 60,195円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	行ごと端数処理 → 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	行ごと端数処理 → 1,055
11/15	花	57	77	4,389	端数処理 → 438
11/15	肥料	57	417	23,769	端数処理 → 2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合算

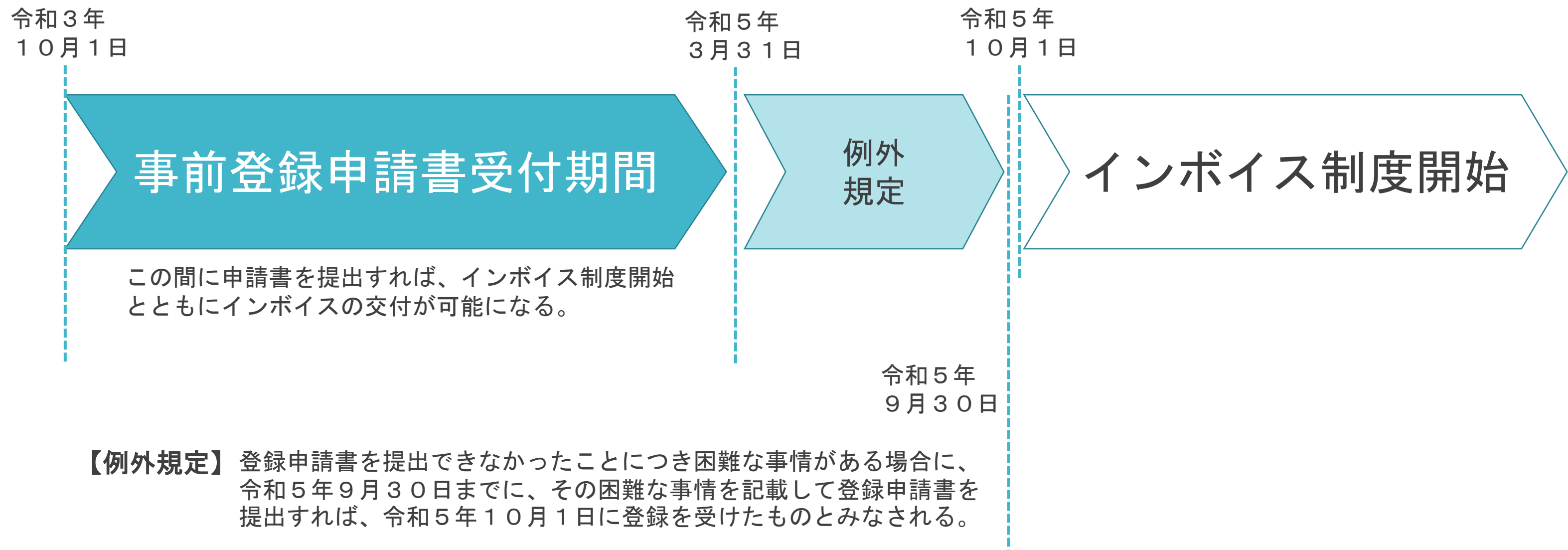
端数処理の方法は自由

四捨五入
切り上げ
切り捨て

3-1. 登録手続き ～課税事業者のケース～

▶ 課税事業者のみ登録が可能で、令和5年3月31日が申請期限！

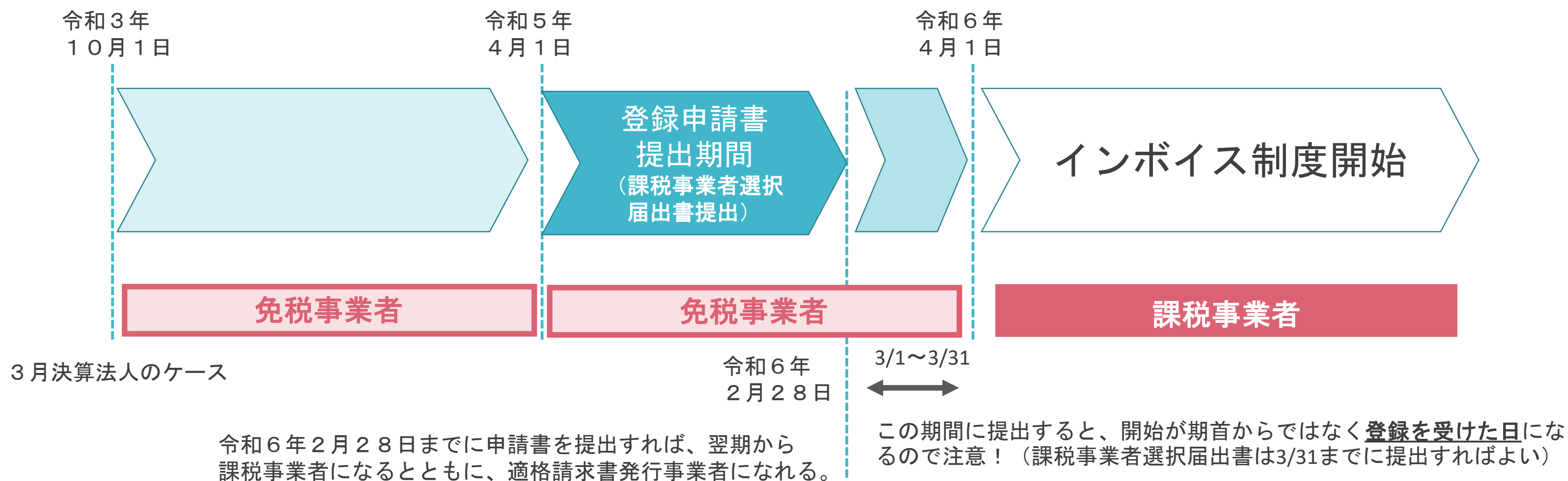
- 課税事業者のみが登録を受けることができる。
- インボイス制度開始とともに、適格請求書発行事業者になるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要あり。その後は、登録を受けた日に登録の効力が生じる。



3-2. 登録手続き ～免税事業者のケース<通常>～

▶ 経過措置を受けない場合は、決算日の1ヶ月前までに提出する必要あり！

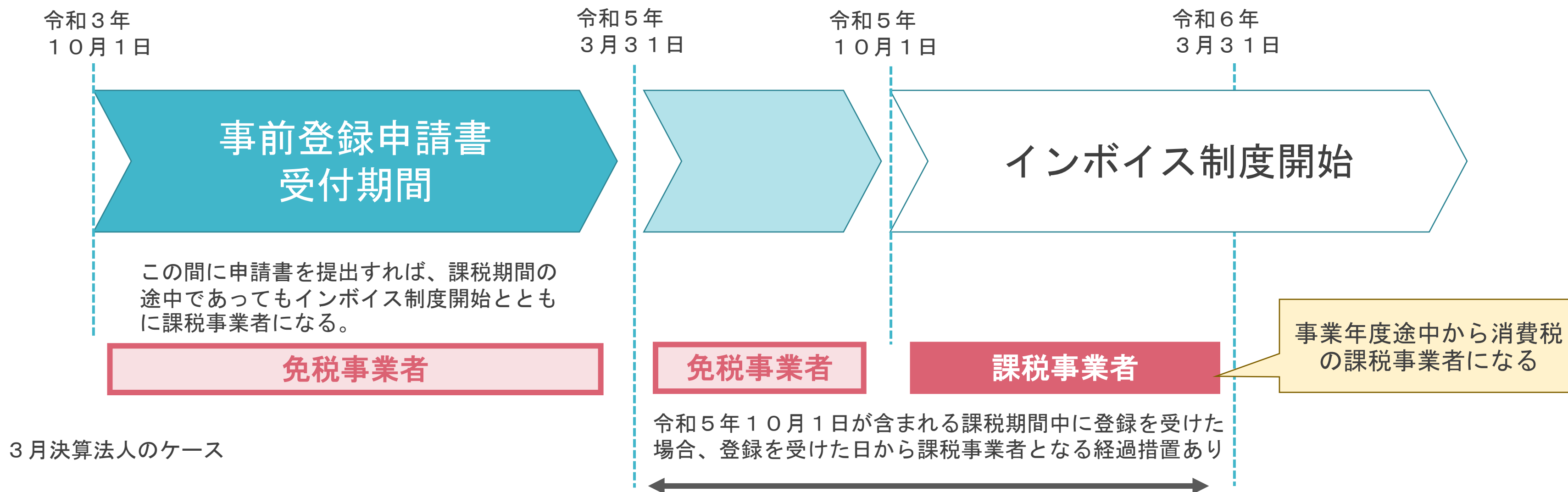
- 課税期間の初日の前日から起算して1ヶ月前の日までに、登録申請書を提出する必要あり。
- この場合は、あわせて課税事業者選択届出書を提出する必要がある。



3-3. 登録手続き ～免税事業者のケース<経過措置1>～

▶ 経過措置あり！ インボイス制度開始とともに課税事業者になれる。

- 課税期間の途中で課税事業者になれる経過措置あり。
- この経過措置を受ける場合は、課税事業者選択届出書の提出なしで、登録事業者になれる。



3-4. 登録手続き ～免税事業者のケース<経過措置2>～

▶ R5.10.1～R11.9.30までの経過措置！希望日に課税事業者になれる

- 課税期間の途中で課税事業者になれる経過措置が令和4年税制改正で大幅に延長された。
当初期間：R5.10.1の属する課税期間のみ→R5.10.1～R11.9.30
- この経過措置を受ける場合は、課税事業者選択届出書の提出なしで、登録事業者になれる。

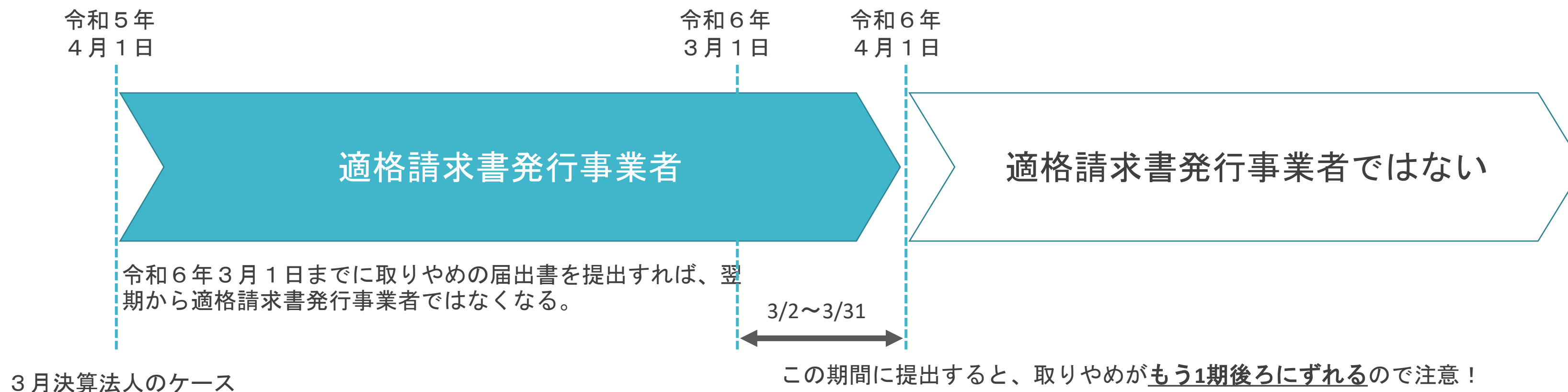
(参考) 免税事業者から課税事業者に変更する手段

	経過措置適用 (改正前分)	経過措置適用 (改正後)	経過措置 適用しない
経過措置期間	R5.10.1の属する 課税期間のみ	R5.10.1からR11.9.30まで の日の属する課税期間	—
2年縛り	対象外	対象 ※R5.10.1の属する課税期間を除く	対象
3年縛り	対象外	対象外	対象

3-5. インボイス発行事業者の取りやめの手続き

▶ 届出1つで取りやめが可能！ ただし、効力が生じるのは翌課税期間から。

- 「適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める旨の届出書」の提出によって、登録の効力を失わせることが可能。
- その届出の効力は、原則として課税期間の末日から起算して30日前の日の前日までに届出書を提出すれば翌課税期間の初日に適格請求書発行事業者でなくなる。
- ただし、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合には、翌々課税期間の初日に登録の効力が失われる。



4-1. 売上側 ～請求書（インボイス）の発行～

自社が
適格請求書発行事業者
(消費税課税事業者)

原則課税
簡易課税

インボイス（適格請求書）を
発行しなければいけない

自社が

免税事業者

登録していない課税事業者

インボイス（適格請求書）を
発行できない

適格請求書が交付されないと、仕入先は支払った消費税を控除できないので大損害です。
適格請求書を発行できない事業者は取引を敬遠される可能性があります。

4-2. 売上側 ～適格請求書の交付義務等～

▶ 適格請求書発行事業者には4つの義務が生じる。

●インボイスの交付義務

国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、インボイスを交付する義務

- ・ 課税事業者でない消費者などに対しては、インボイスを交付する必要はない。（してもよい）
- ・ 免税取引、非課税取引、不課税取引については、インボイスを交付する必要はない。（課税資産の譲渡等に該当しない）

●適格返還請求書の交付義務

売上に係る対価の返還等をおこなった場合に、適格返還請求書を交付する義務

- ・ 組合が利用分量配当をしたときに必要となる。

●修正したインボイスの交付義務

交付したインボイス、適格返還請求書に誤りがあった場合に、修正したインボイスまたは適格返還請求書を交付する義務

●写しの保存義務

交付したインボイス、適格返還請求書の写しを保存する義務

4-3. 売上側 ～交付義務の免除～

1 3万円未満の交通費

3万円未満の公共交通機関（船舶、バスまたは鉄道）による旅客の運送（以下、「公共交通機関特例」という）。

2 卸売市場での委託販売

出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）

3 農協等での委託販売

生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)

4 3万円未満の自販機等

3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（以下、「自動販売機特例」という）

5 郵便物のポスト投函

郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

5-1. 仕入側 ～請求書（インボイス）を受領した～

自社が

原則課税

（適格請求書発行事業者登録の
有無問わず）

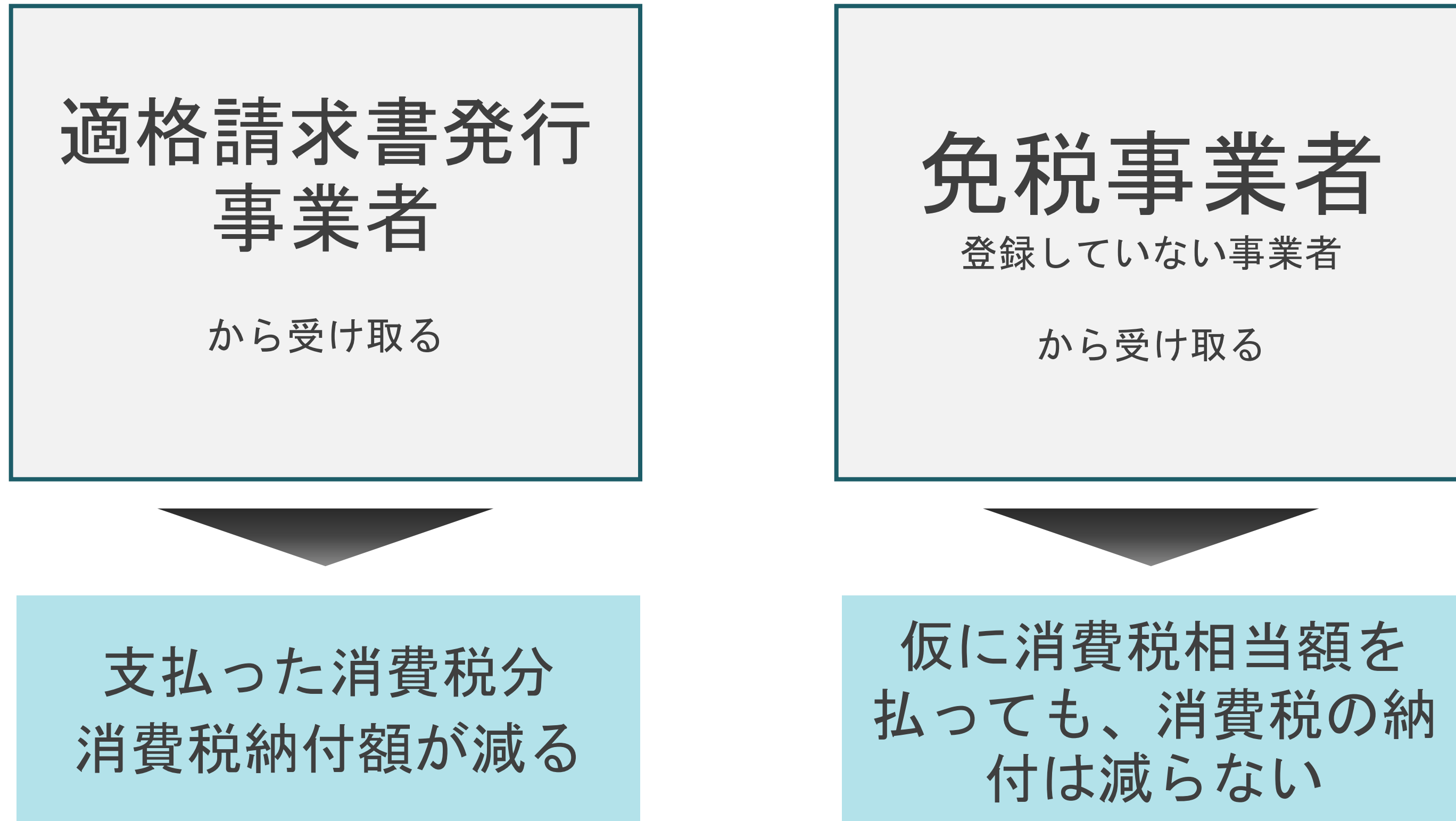
事務負担が大幅に増大

自社が

簡易課税 免税事業者

今の処理と変わらない
複雑な経理処理や請求書（インボ
イス）の確認は不要

5-2. 仕入側 ～（自社が原則課税） 誰から請求書を受け取るか～



例) 預かり消費税② 10万円 - 支払い消費税① 8万円 = 納付する消費税 2万円

5-3. 仕入側 ～仕入税額控除の要件～

▶ インボイス制度が始まって、インボイスだけでなく引き続き帳簿の保存も求められる。

保存すべきもの	～令和5年9月 区分記載請求書等保存方式	令和5年10月～ 適格請求書等保存方式
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存 <ul style="list-style-type: none"> ○ 課税仕入れの相手方の氏名または名称 ○ 課税仕入れを行った年月日 ○ 課税仕入れに係る課税資産の譲渡等の内容 ○ 課税仕入れに係る支払対価の額 	同左
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（インボイス）等の保存 <div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">ここが変わる！</div>

仕入税額控除！

例) 預かり消費税② 10万円 － 支払い消費税① 8万円 = 納付する消費税 2万円

5-4. 仕入側 ～帳簿のみで保存要件を満たすもの①～

現行の「税込合計3万円未満なら一律帳簿保存のみでOK」は廃止されることに注意！

① 3万円未満の交通費

公共交通機関特例の対象としてインボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送費。1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定。

② 回収される入場券等

適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引。

③ 中古品の買取

古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入。金地金やゴルフ会員権も含まれる。

④ 質屋の買取

質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入。

5-5. 仕入側 ～帳簿のみで保存要件を満たすもの②～

5 不動産業の建物仕入れ

宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入。

6 消費者からの資源購入

適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）の購入。

7 3万円未満の自動販売機

インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等。飲食料品の自販機、コインロッカー、コインランドリーなど。精算機や自動券売機は除かれる。

8 郵便ポストへの投函

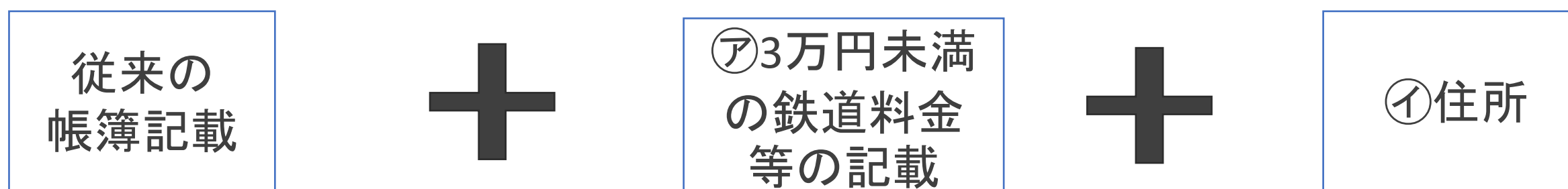
郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）。現時点では、切手購入時に仕入税額控除を取れるのかについては、明文規定はない。

9 従業員への通勤手当等 出張旅費特例

通常必要であると認められる従業員への通勤手当、出張旅費、宿泊費、日当等。通勤手当以外は、所得税法上非課税とされるものに限る。

5-6. 仕入側 ～帳簿のみで保存要件を満たすもの③～

▶ 帳簿のみ保存でも、従来の記載事項に加えて一定の記載要件あり！



ア 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例) 「3万円未満の鉄道料金」
「入場券等」

イ 仕入れの相手方の住所または所在地（一定の者を除く）

＜住所・所在地の記載が省略できる一定の者とは＞

- (1) ① 「3万円未満の公共交通機関」による場合のその交通機関
- (2) ⑧ 「郵便ポスト」に投函した場合のその郵便サービスを行う者
- (3) ⑨ 「従業員への通勤手当等」を支給した場合のその従業員
- (4) 前述の③～⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法または宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限る
- (5) 前述の⑥に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限る

5-7. 仕入側 ～帳簿のみで保存要件を満たすもの③～

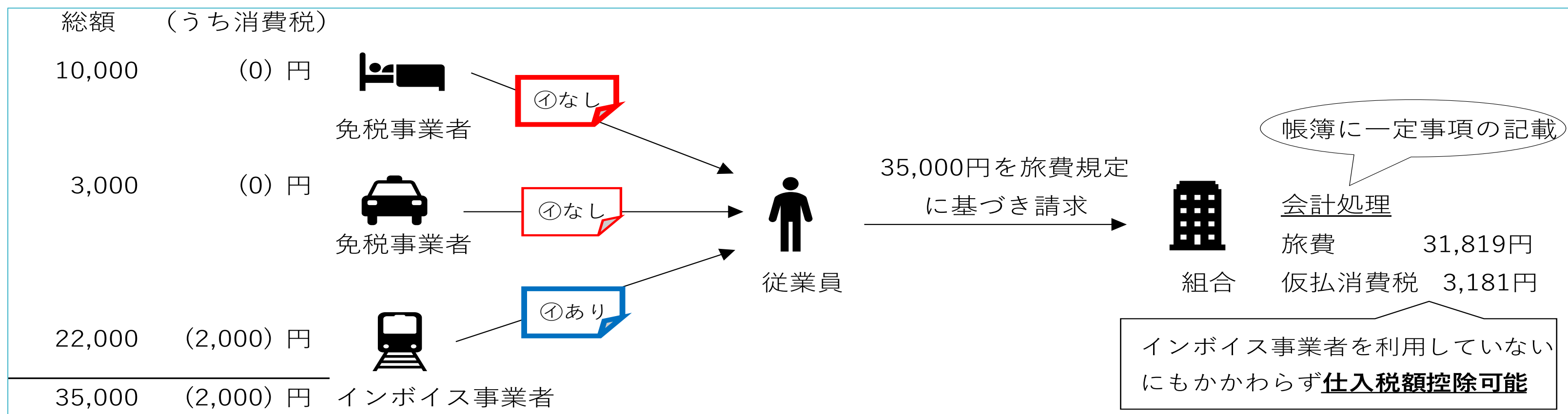
▶帳簿のみで保存要件を満たすもの《従業員への通勤手当等特例》は使い勝手が良い??

Q 従業員から提出される領収書の中にインボイス発行事業者以外から交付された宿泊代金、タクシー代等が含まれていた場合、帳簿のみの保存で仕入税額控除は適用できるか

仕入税額控除の適用は可能

A 従業員に対して支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われる。

この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認めることとしており、インボイス制度導入後においても適格請求書の保存が求められていない。



5-8. 仕入側 ～仕入明細書と相手方への確認～

▶ 仕入明細書等で仕入税額控除の適用を受けるには、相手方の確認が必要！

●現行制度（区分記載請求書等保存方式）でも相手方の確認が必要なのは同じ

ただし、インボイス制度下では仕入明細書等の記載事項については、インボイスと同等のものが求められる。具体的には、登録番号・適用税率・税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となる。

●相手方の確認を受ける方法

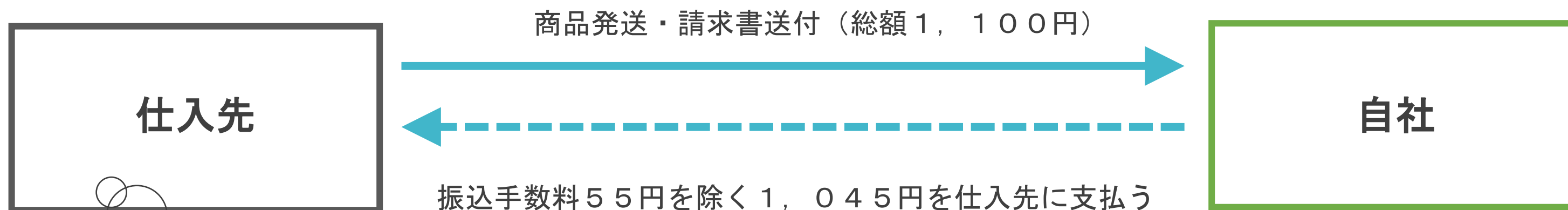
- (1) 仕入明細書等の記載内容を、通信回線等を通じて相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で、自己の端末から出力したもの
- (2) 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、相手方から確認の通知等を受けたもの
- (3) 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、または仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録を相手方に提供した後、一定期間に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合におけるその一定期間を経たもの

【上記（3）の具体例】

- ① 仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨の通知文書等を添付して相手方に送付し、相手方の了承を得る
- ② 仕入明細書等または仕入明細書等の記載内容に係る電磁的記録に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容の通り確認があったものとする」といった文言を記載し、相手方の了承を得る

5-9. 仕入側 ～振込手数料を先方負担にする場合～

▶ 先方負担の振込手数料にも何らかのインボイスが必要になる。



	本体	消費税	合計
売上	1,000	100	1,100
振込手数料	50	5	55
	950	95	1,045

商慣行上、請求書のやり取りはしない
＝インボイスがないため、仕入税額控
除は難しいと思われる

仕入先への支払い	1,045円
銀行への支払い	55円
支払合計	1,100円

5-10. 仕入側 ～口座振替の場合の仕入税額控除～

▶ 口座振替(振込)でもインボイスが必要！ ただし、複数の書類を組み合わせることができる。

【事例】 事務所を借りているが、口座振替(振込)により家賃を支払っているため領収書はない。
よくある上記のようなケースでもインボイスの保存が必要となる。

方法1：一定期間の取引をまとめたインボイスの交付を受ける。（1年分、半年分など）

方法2：契約書の記載事項をベースに、不足する取引年月日が記録されている通帳をあわせて保存することで、インボイス等の保存があるものとして取り扱われる。

なお、登録番号等のための契約書を巻き直す必要はなく、不足情報のみ通知を受け契約書と一緒に保存することが認められている。

また、大家が途中で適格請求書発行事業者でなくなる可能性もあるため、国税庁HPでの確認が求められている。
（あるいは、適格請求書発行事業者でなくなった場合に通知してもらう契約にしておく）

インボイス

【賃貸借契約書】

- ・ 発行事業者の氏名または名称
- ・ 課税資産の譲渡等の内容
- ・ 税率ごとに区分した税抜対価
又は税込み価額の合計額
- ・ 交付を受ける者の氏名または名称



【通知書】

- ・ 登録番号
- ・ 税率ごとに区分した消費税額等
- ・ 適用税率



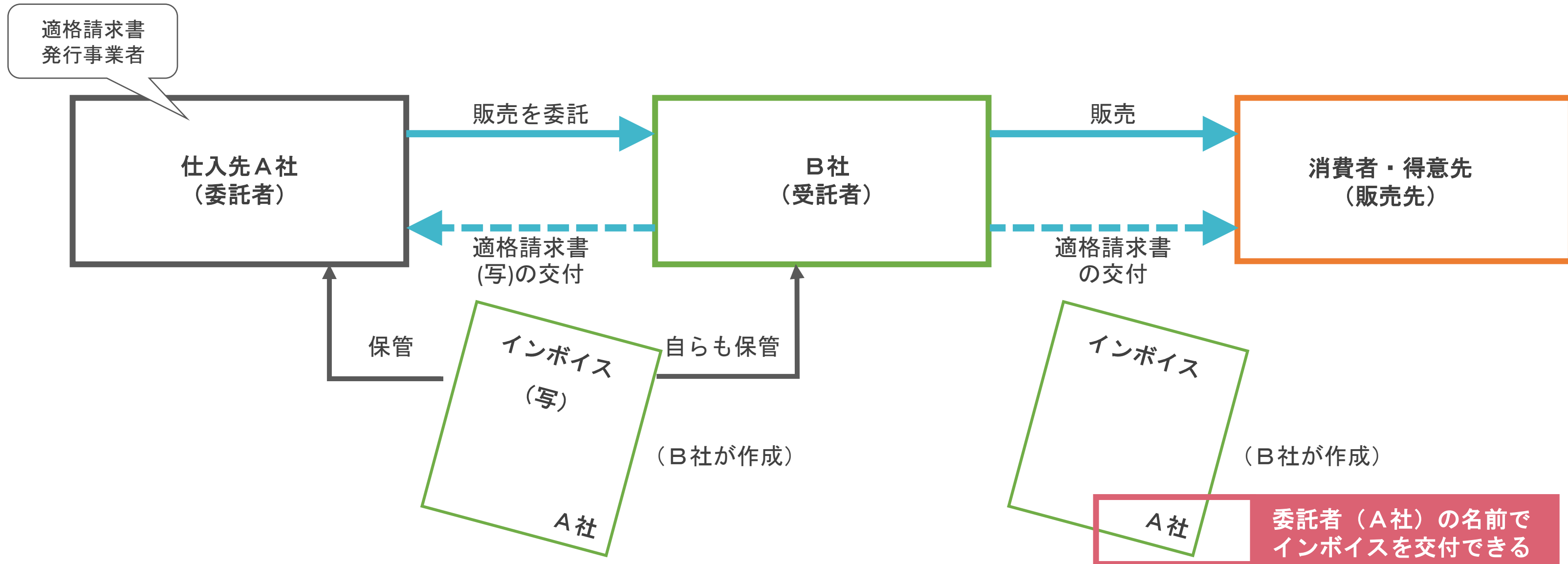
【通帳】

- ・ 取引年月日



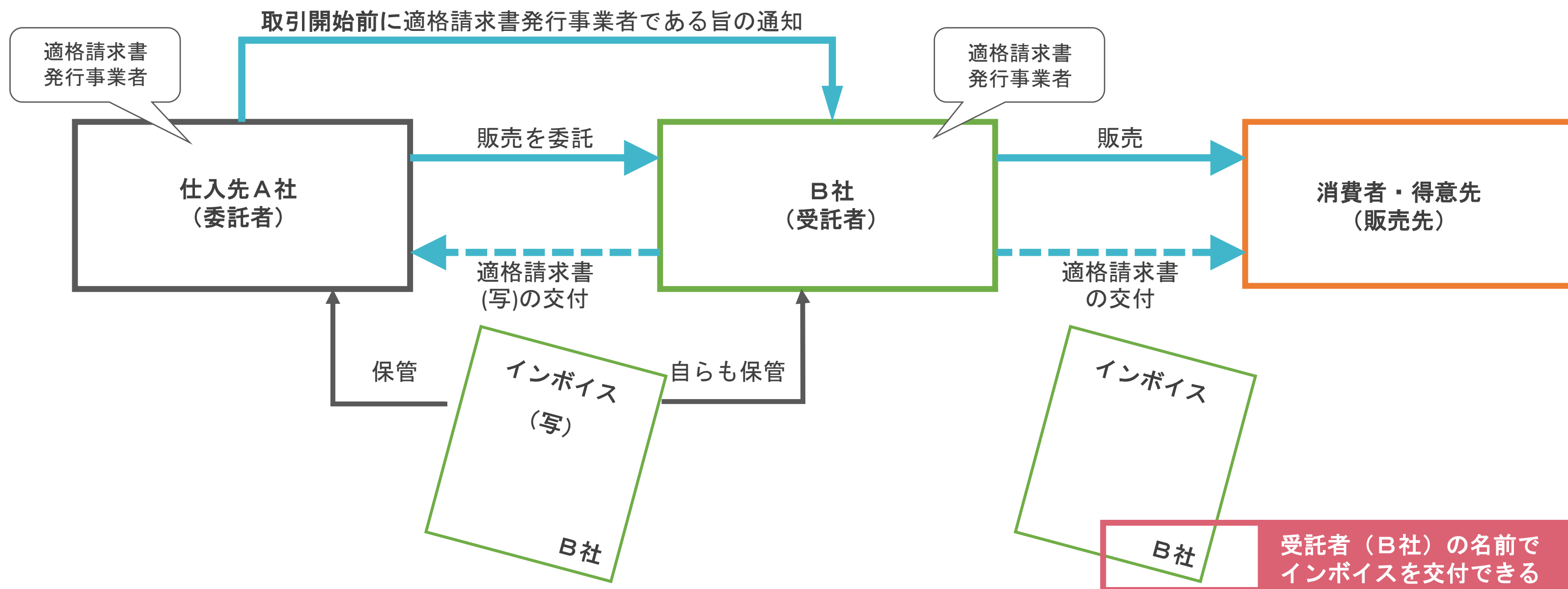
6-1. 委託取引 ～委託販売における交付方法の特例～代理交付

▶ 受託者は、委託者の名前でインボイスを代理交付できる。



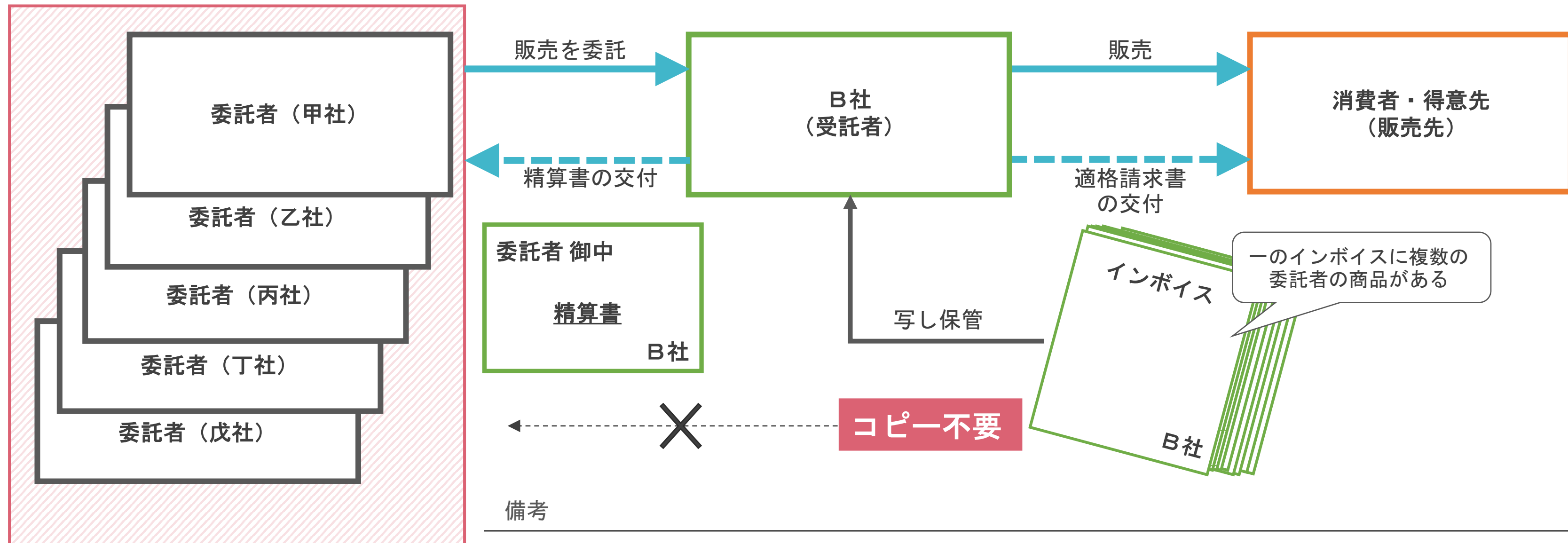
6-2. 委託取引～委託販売における交付方法の特例～媒介者特例

▶ 双方が適格請求書発行事業者であれば、受託者の名前でインボイスを交付できる。



6-3. 委託取引 ～複数の委託者の商品を販売した場合②～

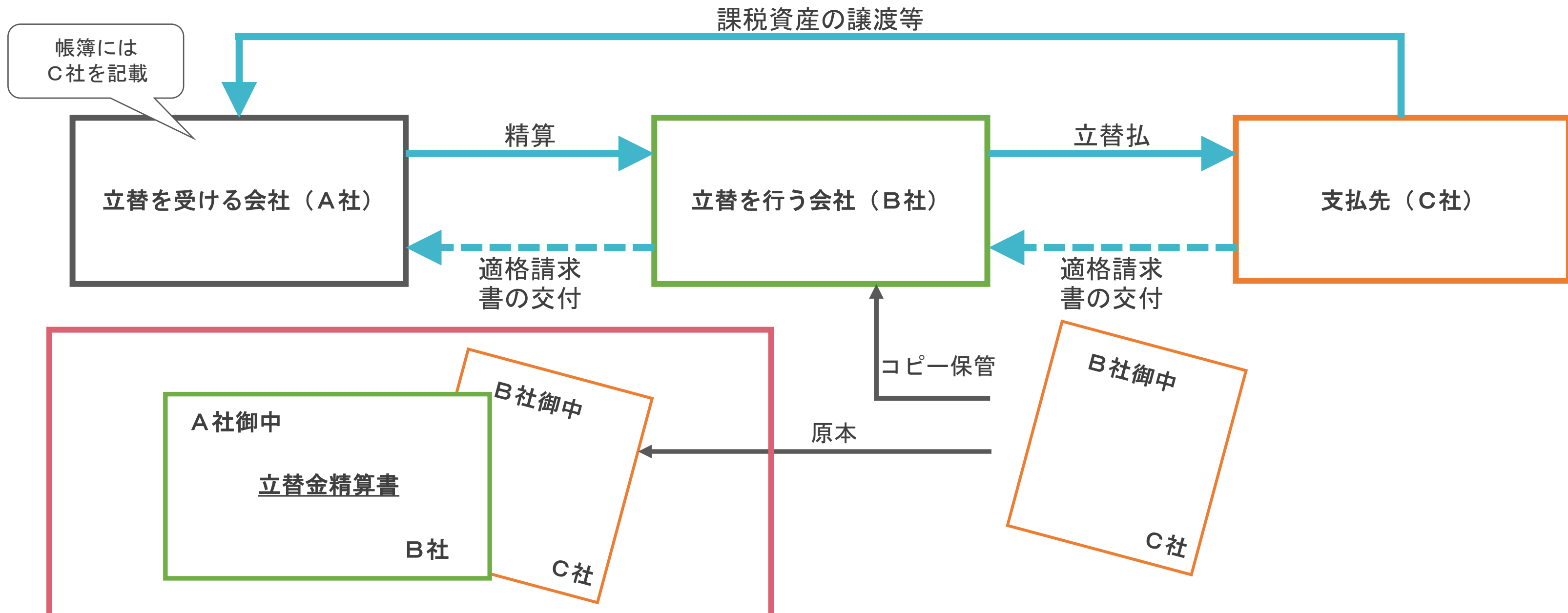
▶ インボイスの写しがの交付ではなく、精算書等の交付によることができる。



※委託者側における売上税額計算ため、B社は精算書に「課税資産の譲渡等の税抜価額または税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」などを記載する必要がある。
なお、端数処理は委託者1ごとに行うため、交付したインボイスの合計と一致しないことがある。

6-4. 会社が他社の経費を立替するケース①

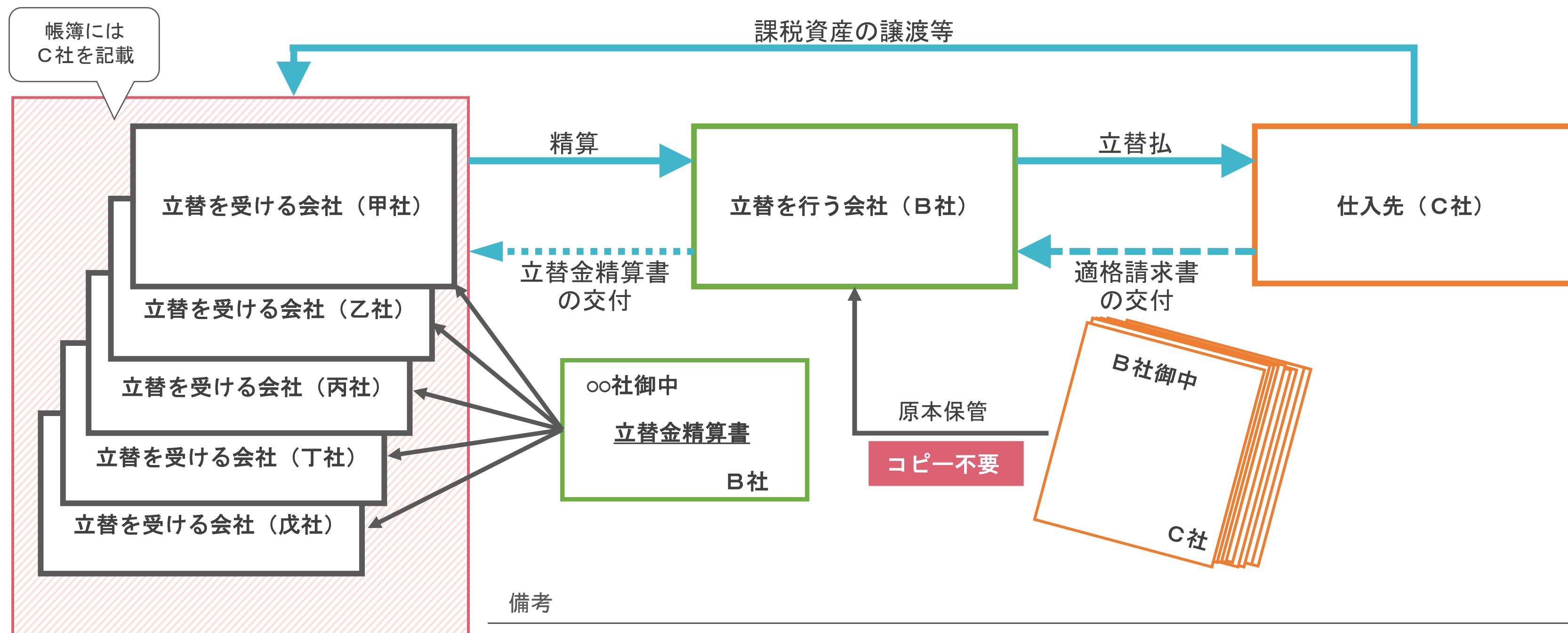
▶ 精算書の作成が重要！ もっともシンプルなケース



B社が作成した精算書の交付を受けることによってA社のC社に対する課税仕入れであることが明確化される

6-5. 会社が他社の経費を立替するケース②

▶ 精算書の作成が重要！ 立替払いしたインボイスのコピーが大量であるケース



備考

※C社のインボイスを渡さないため、B社は立替金精算書に仕入税額控除の要件となる記載事項（C社の登録番号等）を網羅的に記載する必要がある。

6-6. 従業員が自社の経費を立替するケース（具体例）

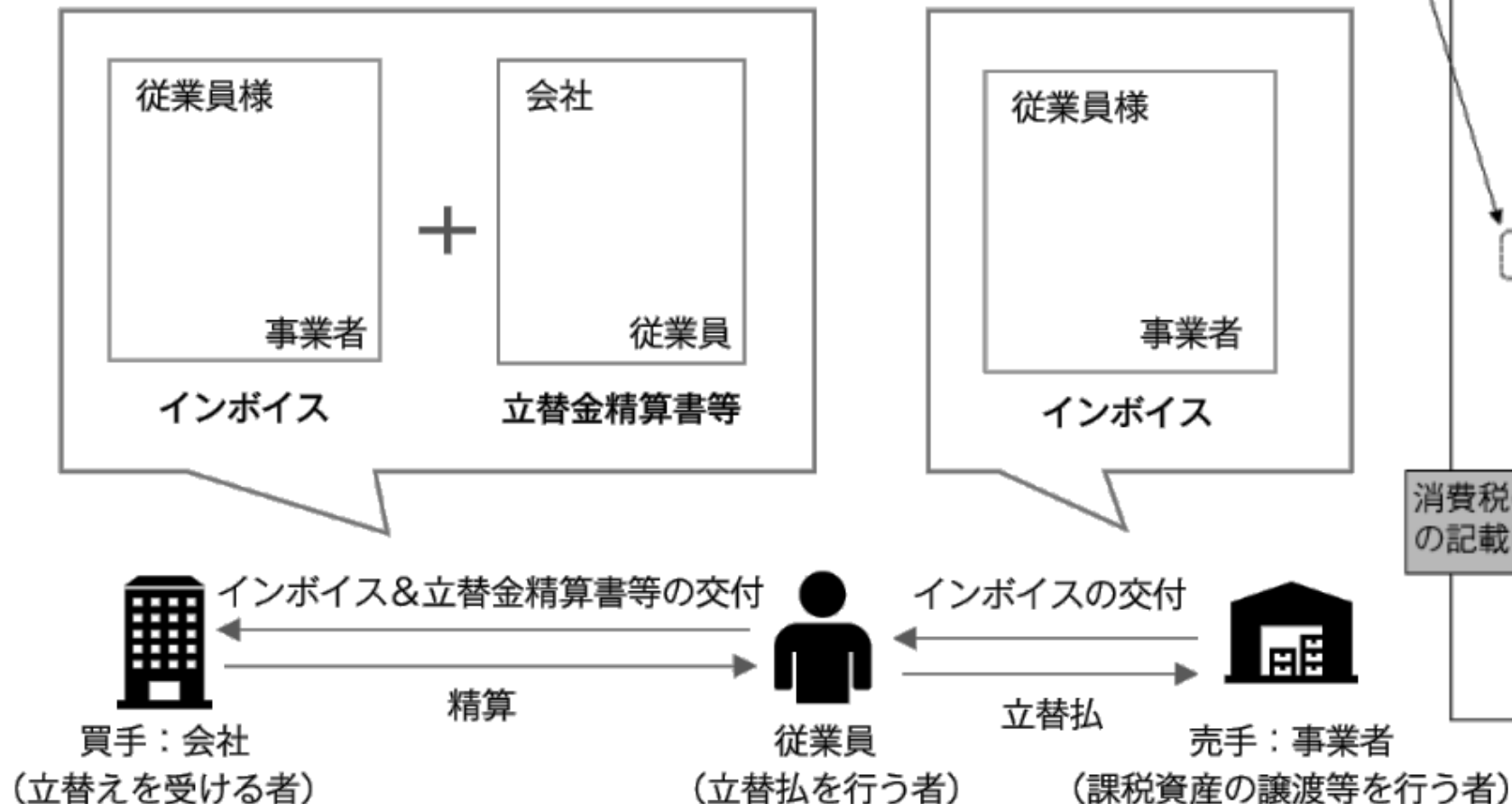
週刊税務通信3704号より

従業員宛ての領収書/宛先のない領収書のケースでは、立替金精算書等にて「自社宛」の書類が必要

・従業員等の立替払の精算は「宛名」の確認が重要

宛名が「従業員個人」or「宛名なし」の場合、インボイスの要件が満たせなくなるため、「立替金精算書」等により補足する必要がある。

【参考2】会社が仕入税額控除をするために必要な書類



【参考3】インボイスと立替金精算書等の記載例（イメージ）

社内文書でも社名（事業者名）の記載が必要

株式会社×× 経理部宛

立替金精算書

提出日 2023年11月25日
所属部署 第2営業部
氏名 税研太郎

登録番号などの記載は任意

支払日	2023年11月14日
内容	商品代として
登録番号 支払先	T1234... 株式会社△△商店
支払金額	28,600円（うち消費税2,600円）

消費税の内訳の記載は任意

備考 No. 54321...

必要事項⑥を満たさない

必要事項③ 必要事項④⑤

税研太郎様

No.54321...
発行日2023/11/14

領収書

商品名	購入数	購入金額（税抜）	消費税額（10%）
□□□□	10	¥26,000	¥2,600

お品物代として上記金額正に領収いたしました

合計 ¥28,600

登録番号T1234...
株式会社△△商店

〒XXX-XXXX
東京都中央区×丁目×番地×号
TEL:03-XXXX-XXXX

注文日：2023/11/14
発送日：2023/11/21

必要事項① 必要事項②

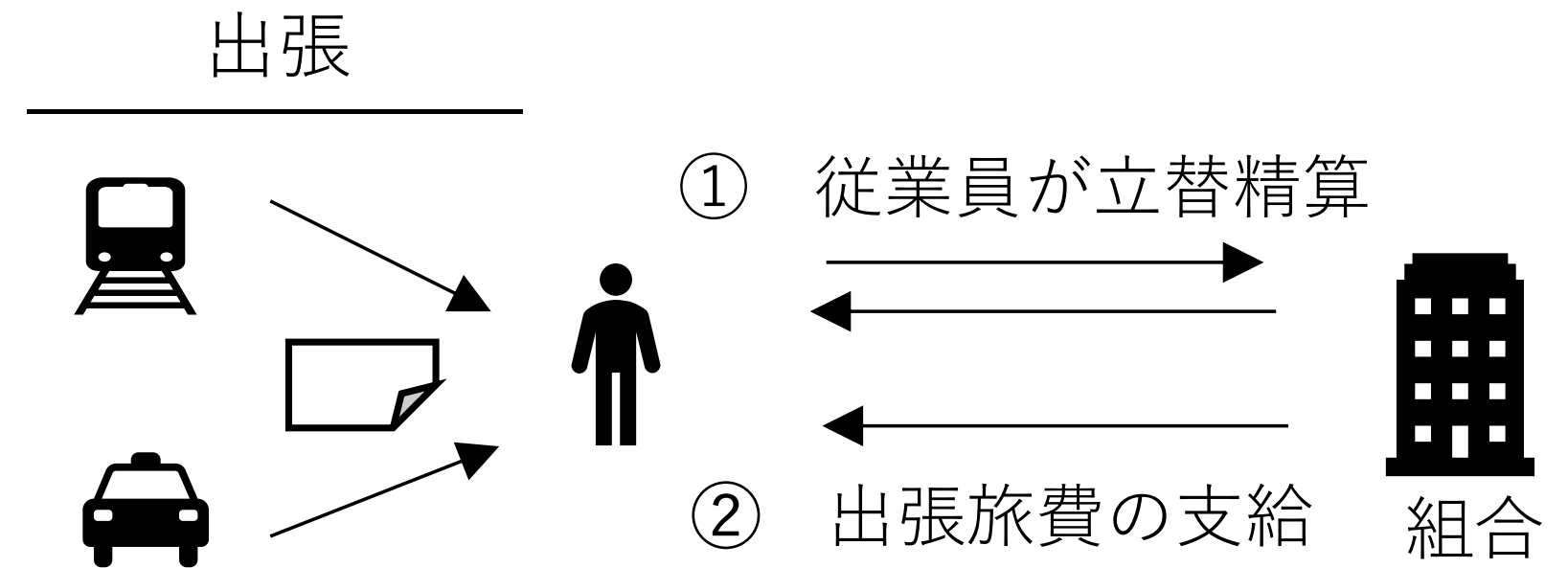
書類の管理上の観点から、領収書等に記載されているNoで関連付けるなども一つの方法

6-7. 立替精算と出張旅費の支給

週刊税務通信3697号より

従業員等が出張した場合、その旅費等の精算には2つのパターンが考えられる。

- ① 領収書等に基づき、従業員が立替えていた旅費交通費を実費精算するケース（立替精算）
- ② 旅費規定に基づき、実費相当額の出張旅費の支給を組合から受けるケース（出張旅費支給）



	①立替精算	②出張旅費支給
仕入の相手方	公共交通機関など実際に利用した施設	従業員
インボイス	原則必要（会社宛てのインボイス） ただし、従業員宛て＋立替精算書でもOK	不要
帳簿のみ特例	3万円未満の公共交通機関特例	出張旅費特例（金額制限なし） ※ただし「その旅行に通常必要と認められる部分」に限る

- ・ 出張旅費支給のパターンの方がメリットが大きいと思われる。
- ・ ②「通常必要と認められる」ためには旅費規定の整備を進めることが望まれる。

6-8. 会社が他社の経費を立替するケース（具体例）

週刊税務通信3706号より

・ビル管理業者がテナントの水光熱費を立替える場合など

→「テナント宛」のインボイスが必要になるため、管理事業者は「立替金精算書」等を作成し、インボイスの要件を充足させる必要がある。

【参考3】各テナント側で必要とされる書類の組合せ記載例（イメージ）

株式会社〇〇ビル管理 御中

No.4598572
発行日 2023/11/20

電力料金領収実績票

¥620,000-

(うち消費税相当額10%¥56,364)

但し 使用期間中の電気料金として

ご契約者情報

お客様番号 XXXX-XXX-XXXXX
 ご契約住所 東京都千代田区〇丁目〇番〇号
 ご契約名義 株式会社〇〇ビル管理
 使用期間 2023/10/16~11/15

登録番号 T12345... 株式会社△△電力
 〒XXX-XXXX東京都中央区△丁目△番△号
 Tel:03-XXXX-XXXX

必要事項②

必要事項④⑤

必要事項③

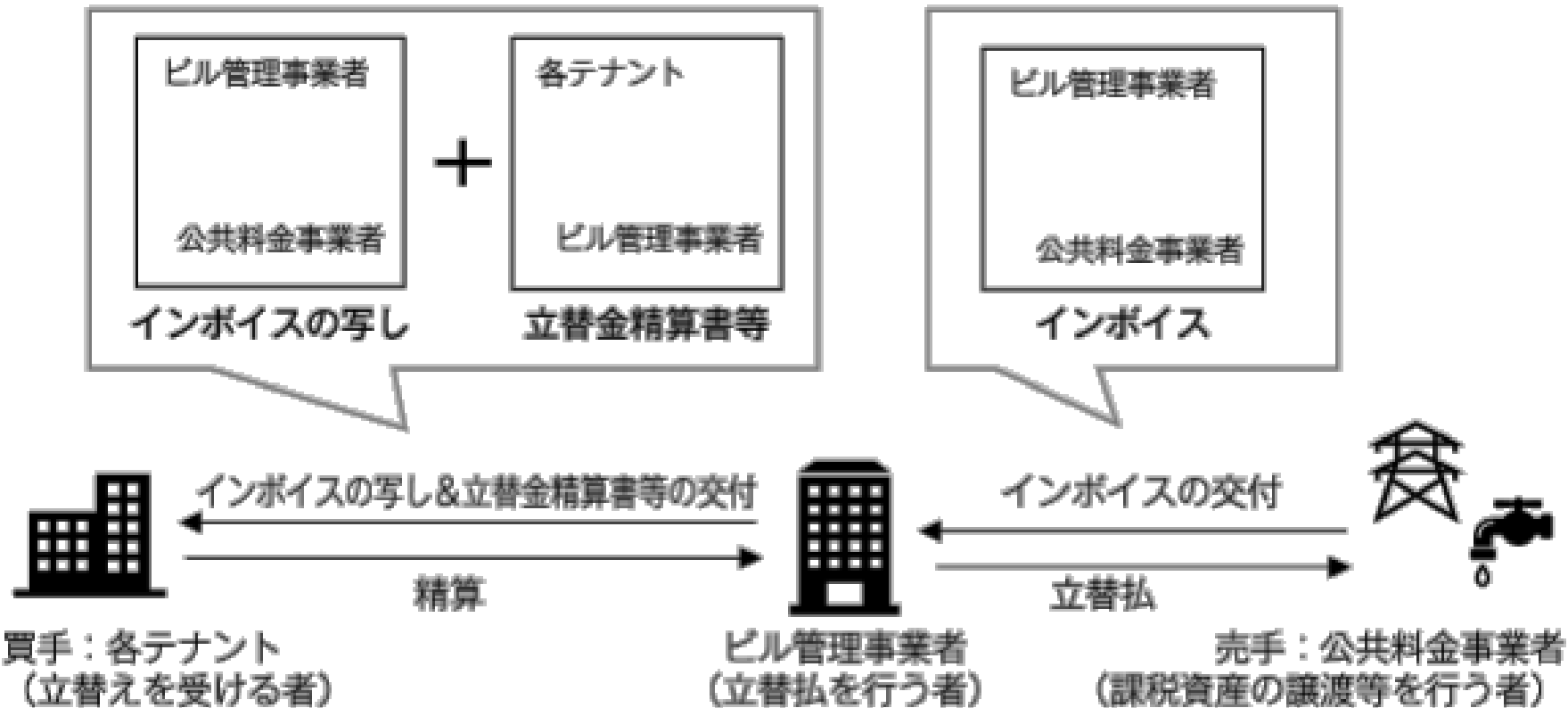
必要事項①

必要事項⑥を満たしていない

どのような記載項目があれば各書類を管理しやすいのか、当事者間で確認しておくのが望ましい。

+

【参考2】ビル管理事業者が立替払をしたときの仕入税額控除のための必要書類



株式会社×× 御中

株式会社〇〇ビル管理
発行日 2023/11/30

請求書 (立替金精算書等)

メーター等で按分することも可能

内容	床面積	金額 (税込)	消費税10%	備考
電力料金	〇X m ²	¥33,000	¥3,000	2023/10/16~11/15
水道料金	〇X m ²	¥35,200	¥3,200	2023/10/16~11/15
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※株式会社△△電力（登録番号T12345...）への支払額の内訳として…

インボイスの写しの交付が困難な事情がある場合は、立替金精算書等のみの交付も可。ただし、立替金精算書等には各テナントが仕入税額控除を受けるための事項（【参考1】①～⑥）の記載が必要となる。

7-1. 罰則

▶ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

●適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること

T+10桁くらいの番号を請求書番号のように表示するとか？

●適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

記載内容を間違えたときは、修正したインボイスの交付義務があります。

7-2. こんなときどうする？①

Q 1. 取引先からインボイスを紛失してしまったので再交付してほしいと連絡がありました。同じものを再交付してもいいのでしょうか？

インボイスの再交付は禁止されていませんので、再交付することが可能です。

Q 2. 交付されたインボイスに誤りがあることを発見しました。単純なミスなので、こちらで修正しても問題ないでしょうか？

交付されたインボイスについて、自ら追記や修正を行うことはできません。交付元に連絡し、正しいものを交付し直してもらいましょう。

Q 3. 取引先からインボイスの誤りを修正してほしいと連絡がありました。改めて記載事項のすべてを記載したものを交付する必要がありますか？

誤りを修正し改めて記載事項のすべてを記載したものを交付する方法のほかに、当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法もあります。

Q 4. 修正したインボイスを交付したので、当初交付したインボイスの写しは破棄しても問題ないでしょうか？

修正したインボイスを交付した事業者は、当初交付したインボイスの写しと修正したインボイスの写しの両方を保存する必要があります。

Q 5. 今まで請求書には法人名ではなく、屋号を使っていました。インボイスになったら屋号は使えないのですか？

インボイス制度下においても、屋号を使うことができます。電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者であることを特定することができれば、屋号や省略した名称を用いることができます。

7-3. こんなときどうする？②

Q 6. 令和5年9月30日より前に登録番号が通知されたのですが、インボイス制度が始まる前に登録番号を記載しても問題ないでしょうか？

問題ありません。インボイス制度が始まるまでは区分記載請求書等保存方式によりますので、あくまで区分記載請求書に登録番号が記載されているということになります。

Q 7. 交付したインボイスの写しの保存が義務づけられるそうですが、交付した書類そのものの写しを保存しなければならないのですか？

「交付したインボイスの写し」とは、交付した書類そのものに限らず、記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるため、レジのジャーナルや一覧明細表、電磁的記録により保存することも認められます。

Q 8. 交付したインボイスの写しは、何年間保存する必要がありますか？

交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。例えば、令和6年3月決算期であれば、令和13年5月31日まで保存する必要があります。仕入税額控除の要件となるインボイスの保存も同様です。

Q 9. 当社は20日締めです。21日～翌20日までの請求書をもとに、決算で21日～月末までの締め後売上を積上げ計算することはできますか？

そのままではできません。21日～月末まで、翌月1日～20日までに区分して消費税額を記載すれば積上げ計算することができます。もしくは、この期間だけ、割戻し計算とすることも可能です。（売上については、積上げ計算と割戻し計算が併用できるため）

Q10. インボイスに記載された登録番号が正しいかどうか、毎回調べないといけないのですか？

少なくとも初めて受け取ったときは、インボイスを交付した事業者が適格請求書発行事業者に該当するかどうかを確認した方がよいでしょう。なぜなら、適格請求書発行事業者が交付したインボイスでなければ、仕入税額控除が認められないからです。

7-4. こんなときどうする？③

Q11. インボイスに記載された登録番号を国税庁HPで検索してもヒットしませんでした。どうすればいいですか？

インボイスを交付した事業者はその理由を問い合わせてください。原因としては記載誤り、未登録などが考えられます。なお、登録の取消や失効があった場合であっても、7年間は履歴が残ることとされています。

Q12. 当社は取引の都度納品書を交付し、1ヶ月分をまとめた請求書を交付しています。請求書にすべての記載事項を記載しなおすのですか？

請求書のみでインボイスの記載事項を満たす必要はありません。納品書で不足している事項（たとえば登録番号、税率ごとに区分した対価の額や適用税率、税率ごとの消費税額など）を請求書に記載し、納品書とあわせてインボイスとすることもできます。

Q13. 当社は納品書ごとに合計金額を記載し1ヶ月分をまとめた請求書を交付しています。端数処理が納品書の数だけされますが認められますか？

インボイス制度下における端数処理は一のインボイスにつき税率の異なるごとにそれぞれ1回とされています。お尋ねの場合、納品書を「税率ごとに区分した消費税額等」を記載し、納品書ごとに1回の端数処理を行うこととなります。

Q14. 本店移転をしました。なにか手続きが必要でしょうか？

インボイス制度に限定していえば、適格請求書発行事業者の搭載簿の搭載事項変更届出書を提出する必要があります。商号変更など、公表事項に変更がある場合には忘れず提出しましょう。

Q15. もっとインボイス制度について知りたいです。

国税庁ウェブサイト「特集インボイス制度」（URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>）や、インボイス制度電話相談センター（0120-205-553）にお問い合わせください。

回答 (経過措置なし)

問題1

(万円)

	本体価格	消費税	総額
売上	① 200	② 20	③ 220
仕入	④ 100	⑤ 10	⑥ 110
差引	⑦ 100	⑧ 10	

問題2

(万円)

	本体価格	消費税	総額
売上	⑨ 200	⑩ 20	⑪ 220
仕入	⑫ 110	⑬ 0	⑭ 110
差引	⑮ 90	⑯ 20	

問題3

(万円)

	本体価格	消費税	総額
売上	⑰ 200	⑱ 20	⑲ 220
仕入	⑳ 100	㉑ 0	㉒ 100
差引	㉓ 100	㉔ 20	

問題4

仕入先の収入金額

(万円)

問題2の収入 (総額)	㉕ 110
問題3の収入 (総額)	㉖ 100
差引	㉗ 10

回答 (経過措置80%あり) R5.10~R8.9)

問題1		(万円)		
	本体価格	消費税	総額	
売上	① 200	② 20	③ 220	
仕入	④ 100	⑤ 10	⑥ 110	
差引	⑦ 100	⑧ 10		

問題2		(万円)		
	本体価格	消費税	総額	
売上	⑨ 200	⑩ 20	⑪ 220	
仕入	⑫ 102	⑬ 8	⑭ 110	
差引	⑮ 98	⑯ 12		

問題3		(万円)		
	本体価格	消費税	総額	
売上	⑰ 200	⑱ 20	⑲ 220	
仕入	⑳ 100	㉑ 8	㉒ 108	
差引	㉓ 100	㉔ 12		

問題4		(万円)	
	仕入先の収入金額		
	問題2の収入 (総額)	㉕	110
	問題3の収入 (総額)	㉖	108
	差引	㉗	2